

途上国における女兒・思春期の少女・女性のための質の高い教育に関する シャルルボワ宣言（附属書・骨子）

- ジェンダー平等は人権の達成のための基本と認識。包摂的で衡平な質の高い教育は、特に、開発の文脈及び紛争に苦しむ国において、女兒及び女性のエンパワーメント及び経済的な平等を達成するために不可欠であると理解。
- 緊急事態及び紛争の影響を受けた脆弱な国家を含む開発途上国の女兒、思春期の少女及び女性の質の高い教育に継続して投資。
- G7 首脳は、以下にコミット。
 1. 紛争及び危機下における、難民と国内避難民のキャンプ内外での教育へのアクセスにおける格差を解消する：紛争・危機状態により子供と若年層、特に女兒が学校に通えない期間を短縮することに取り組む。
 2. 人道支援と開発協力間の調整を改善する：主要な人道・開発機関及び受入れ国政府と協力しこれらの機関の間の更なる調整を促進。
- G7 首脳は、開発途上国における女兒及び女性への教育に対する障害を取り除くための取組を強化し、以下の世界的な行動を支援。
 3. 女性が将来の職に備える：質の高い高等教育へのアクセスの増加、革新的な（教育）提供メカニズムの促進及び生涯にわたる学習の機会の創出を奨励。
 4. 性別・年齢毎のデータと説明責任を向上させる：女兒及び女性の教育への参加、修了及び学習、訓練及び若年層の雇用における進展について情報収集、モニタリング、分析、出版及び報告を向上させるために、持続可能な開発目標 4、5 及び 8 の統計学アカウンタビリティ・パートナーと協力。
 5. 政府に対して全ての人々への教育の継続性を確保することを奨励する：危機及び紛争状態を見込んだ計画を含む、開発パートナーの教育セクター計画のあらゆる過程で女兒の教育のための特別の措置の統合を奨励。
 6. 革新的な教育の提供を支援する：特に脆弱で手をさしのべるのが困難なグループのために、公的な教育を補完する認定された、質の高い、非公的な、加速化した平等な教育の機会を支援。
 7. ジェンダー平等を促進する少なくとも 12 年間の安全で質の高い教育へのアクセスを増やす：女兒と女性が、幼少時から中等学校までの少なくとも 12 年間の質の高い教育を修了できる平等な機会を提供しようとする開発途上国パートナーの取組を支援。
 8. ジェンダー平等と質の高い初等及び中等教育への障害を取り除く：安全な学校のための投資等を通じた、学校及び教育機関を安全で女兒と女性を歓迎するものにする行動を支持。